

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">輸出手形保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00035 沿革 <u>平成 27 年 11 月 16 日</u> 一部改正</p>	<p style="text-align: center;">輸出手形保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00035</p>	
<p>第 1 章 保険関係が成立する荷為替手形の買取等（第 1 条 - 第 4 条の 2）</p> <p>第 2 章 てん補危険及び満期の解釈（第 5 条、第 6 条）</p> <p>第 3 章 EE 格、EA 格、EM 格又は EF 格に格付けされている者を手形支払人とする荷為替手形の取扱い等（第 7 条 - 第 15 条）</p> <p>第 4 章 特定国に係る保険関係の成立承認申請等（第 16 条 - 第 28 条）</p> <p>第 5 章 保険契約の締結関係等（第 29 条 - 第 36 条）</p> <p>第 6 章 保険料（第 37 条、第 38 条）</p> <p>第 7 章 保険金請求（第 39 条 - 第 43 条）</p> <p>第 8 章 損失防止軽減義務及び権利行使義務（第 44 条 - 第 46 条）</p> <p>第 9 章 回収納付（第 47 条 - 第 50 条）</p> <p>第 10 章 重複保険（第 51 条）</p> <p>第 11 章 保険関係変更効力発生日（第 52 条）</p>	<p>第 1 章 保険関係が成立する荷為替手形の買取等（第 1 条 - 第 4 条の 2）</p> <p>第 2 章 てん補危険及び満期の解釈（第 5 条、第 6 条）</p> <p>第 3 章 EE 格、EA 格、EM 格又は EF 格に格付けされている者を手形支払人とする荷為替手形の取扱い等（第 7 条 - 第 15 条）</p> <p>第 4 章 特定国に係る保険関係の成立承認申請等（第 16 条 - 第 28 条）</p> <p>第 5 章 保険契約の締結関係等（第 29 条 - 第 36 条）</p> <p>第 6 章 保険料（第 37 条、第 38 条）</p> <p>第 7 章 保険金請求（第 39 条 - 第 43 条）</p> <p>第 8 章 損失防止軽減義務及び権利行使義務（第 44 条 - 第 46 条）</p> <p>第 9 章 回収納付（第 47 条 - 第 50 条）</p> <p>第 10 章 重複保険（第 51 条）</p> <p>第 11 章 保険関係変更効力発生日（第 52 条）</p>	
<p style="text-align: center;">第 1 章 保険関係が成立する荷為替手形の買取等</p> <p>第 1 条 輸出手形保険約款（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00002。以下「約款」という。）第 2 条第 1 項に規定する要件は、次の各号とする。</p> <p>一 附属貨物の船積日の翌日から起算して 3 週間以内に買い取った荷為替手形であること。ただし、当該期限の末日が、当該荷為替手形を買い取った銀行（貿易保険法第 37 条第 1 項に規定する銀行等をいう。以下同じ。）の休業日に当たる場合、その翌営業日をもって期限とみなす。</p> <p>二 荷為替手形の買取時において、<u>海外商社名簿</u>について（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00063）第 1 条に基づき作成された海外商社名簿（以下「名簿」という。）における与信管理区分の EE 格、EA 格、EM 格、EF 格、EC 格、SC 格、PN 格、PU 格、PT 格及び事故管理区分に格付けされている者並びに</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 保険関係が成立する荷為替手形の買取等</p> <p>第 1 条 輸出手形保険約款（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00002。以下「約款」という。）第 2 条第 1 項に規定する要件は、次の各号とする。</p> <p>一 附属貨物の船積日の翌日から起算して 3 週間以内に買い取った荷為替手形であること。ただし、当該期限の末日が、当該荷為替手形を買い取った銀行（貿易保険法第 37 条第 1 項に規定する銀行等をいう。以下同じ。）の休業日に当たる場合、その翌営業日をもって期限とみなす。</p> <p>二 荷為替手形の買取時において、<u>「海外商社名簿</u>について」（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00063）第 1 条に基づき作成された海外商社名簿（以下「名簿」という。）における与信管理区分の EE 格、EA 格、EM 格、EF 格、EC 格、SC 格、PN 格、PU 格、PT 格及び事故管理区分に格付けされている者並</p>	

新	旧	備考
<p>名簿に登録されていない者以外の者を手形支払人とする荷為替手形であること。</p> <p>三 前号に規定する者以外の者であつて、日本貿易保険が指定した者以外の者を手形関係人とする荷為替手形であること。</p> <p>四 日本貿易保険が別に定める国又は地域（輸出手形保険の引受の要件等について（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00076）において定める国をいう。以下同じ。）以外の国又は地域を支払国又は支払地とした荷為替手形であること。</p> <p>五 手形金額が500億円以下の荷為替手形であること。</p> <p>六 貿易保険の<u>保険料率等</u>に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034。以下「保険料率等規程」という。）別表第4の手形の買取日から起算して手形の満期日までの期間（以下「保険料算定期間」という。）が720日以内の荷為替手形であること。</p> <p>2 銀行は、前項各号の要件を備えていない荷為替手形を買い取った場合においては、輸出手形保険の保険関係を成立させることができない。ただし、前項第2号又は第4号の要件を備えていない荷為替手形であっても、あらかじめ日本貿易保険の承認を受けた場合は、この限りでない。</p>	<p>びに名簿に登録されていない者以外の者を手形支払人とする荷為替手形であること。</p> <p>三 前号に規定する者以外の者であつて、日本貿易保険が指定した者以外の者を手形関係人とする荷為替手形であること。</p> <p>四 日本貿易保険が別に定める国又は地域（<u>「輸出手形保険の引受の要件等について」</u>（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00076）において定める国をいう。以下同じ。）以外の国又は地域を支払国又は支払地とした荷為替手形であること。</p> <p>五 手形金額が500億円以下の荷為替手形であること。</p> <p>六 <u>「貿易保険の料率等</u>に関する規程」（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034。以下「保険料率等規程」という。）別表第3の手形の買取日から起算して手形の満期日までの期間（以下「保険料算定期間」という。）が720日以内の荷為替手形であること。</p> <p>2 銀行は、前項各号の要件を備えていない荷為替手形を買い取った場合においては、輸出手形保険の保険関係を成立させることができない。ただし、前項第2号又は第4号の要件を備えていない荷為替手形であっても、あらかじめ日本貿易保険の承認を受けた場合は、この限りでない。</p>	
第1条の2（略）	第1条の2（略）	
<p>第2条 銀行は、荷為替手形の買取に際し、次の各号の要件が備わっていることを確認すること。</p> <p>一 ～ 三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 日本貿易保険は、銀行が前2項に係る確認を怠ったことにより生じた損失及び事故発生日において<u>当該取消不能信用状が無効であった場合の事由による損失をてん補する責めに任じない。</u></p>	<p>第2条 銀行は、荷為替手形の買取に際し、次の各号の要件が備わっていることを確認すること。</p> <p>一 ～ 三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 日本貿易保険は、銀行が前2項に係る確認を怠ったことにより生じた損失をてん補する責めに任じない。</p>	
第3条 ～ 第4条の2（略）	第3条 ～ 第4条の2（略）	
第2章（略）	第2章（略）	
<p>第3章 EE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされている者を手形支払人とする荷為替手形の取扱い等</p> <p>第7条（略）</p>	<p>第3章 EE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされている者を手形支払人とする荷為替手形の取扱い等</p> <p>第7条（略）</p>	
第8条 銀行又は荷為替手形を振り出そうとする者（以下「手形振	第8条 銀行又は荷為替手形を振り出そうとする者（以下「手形振	

新	旧	備考
<p>出人」という。)は、名簿において、E E格、E A格、E M格又はE F格に格付けされた者(以下「E格バイヤー」という。)を手形支払人とする荷為替手形(第16条の規定による承認を要するものを除く。)について、輸出手形保険手続細則(平成13年4月1日 01-制度 00029。以下「手続細則」という。)第3条第2項の規定に基づく確認を受けようとするときは、<u>別紙様式第1「個別保証枠確認申請書」(以下「確認申請書」という。)1通</u>を日本貿易保険に直接又はファクシミリにより提出するものとする。</p> <p>2 ～ 4 (略)</p> <p>5 この章に規定する手続きについて電子情報処理組織を使用する場合は、日本貿易保険が別に定めるWEB申請サービスの利用について <u>(平成18年12月4日 06-制度-00039)</u> によるものとする。</p>	<p>出人」という。)は、名簿において、E E格、E A格、E M格又はE F格に格付けされた者(以下「E格バイヤー」という。)を手形支払人とする荷為替手形(第16条の規定による承認を要するものを除く。)について、<u>「輸出手形保険手続細則」(平成13年4月1日 01-制度 00029。以下「手続細則」という。)第3条第2項の規定に基づく確認を受けようとするときは、別紙様式第1「個別保証枠確認申請書」(以下「確認申請書」という。)1通及び輸出契約書若しくは輸出契約以前にあっては注文書又はこれらに準ずる書類の写し1通</u>を日本貿易保険に直接又はファクシミリにより提出するものとする。</p> <p>2 ～ 4 (略)</p> <p>5 この章に規定する手続きについて電子情報処理組織を使用する場合は、日本貿易保険が別に定める <u>「WEB申請サービスの利用について」</u> によるものとする。</p>	
<p>第9条 荷為替手形の手形金額が<u>増加した場合</u>において、当該手形について輸出手形保険の保険関係を成立させようとするときは、新たに当該<u>増加後の手形金額</u>について<u>確認証を取得</u>しなければならない。ただし、<u>増加した金額が、当該確認証に記載されている輸出契約等の額(以下「確認金額」という。)</u>の100分の5未満の場合は、この限りではない。</p> <p>なお、確認申請手続については、前条第1項の規定を準用する。</p>	<p>第9条 荷為替手形の手形金額が<u>確認申請後買取日までに前条第3項の規定による確認に係る手形金額(以下「確認金額」という。)</u>を超えた場合において、当該手形について輸出手形保険の保険関係を成立させようとするときは、新たに当該手形金額について<u>確認を申請</u>しなければならない。ただし、<u>その増加金額が確認金額の100分の5未満の場合</u>は、この限りではない。</p> <p>なお、確認申請手続については、前条第1項の規定を準用する。</p>	
<p>第10条 <u>確認証について、第8条第1項若しくは前条の規定による申請時の誤記等による記載内容の訂正又は変更の取扱いは、次の各号による。</u></p> <p>一 確認証の記載内容のうち「手形支払人」又は「手形振出人」の社名若しくは名称又は住所に訂正又は変更があったときは、当該手形の買取通知書の提出日までに、確認証の原本及びその事実を証明する書類並びに別紙様式第3「個別保証枠確認証の内容訂正変更通知書」(以下「内容訂正変更通知書」という。)各1通を日本貿易保険に提出すること。</p> <p>二 確認証の手形支払人又は手形振出人を変更したときは、当該確認証は無効とする。この場合にあつては、速やかに別紙様式</p>	<p>第10条 <u>第8条第3項の規定により申請者に通知した確認証の誤記等による記載内容の訂正又は変更の取扱いは、次の各号による。</u></p> <p>一 確認証の記載内容のうち「手形支払人」又は「手形振出人」の社名若しくは名称又は住所に訂正又は変更があったときは、当該手形の買取通知書の提出日までに、確認証の原本及びその事実を証明する書類並びに別紙様式第3「個別保証枠確認証の内容訂正変更通知書」(以下「内容訂正変更通知書」という。)各1通を日本貿易保険に提出すること。</p> <p>二 確認証の手形支払人又は手形振出人を変更したときは、当該確認証は無効とする。この場合にあつては、速やかに別紙様式</p>	

新	旧	備考
<p>第4による「輸出手形保険（決済／枠戻）通知書」（以下「決済等通知書」という。）を提出すること。</p> <p>三 確認証の記載内容のうち確認証の手形金額の表示通貨の変更（確認金額の範囲内の変更に限る。）については、内容訂正変更通知書の提出を要しない。</p>	<p>第4による「輸出手形保険（決済／枠戻）通知書」（以下「決済等通知書」という。）を提出すること。</p> <p>三 確認証の記載内容のうち「<u>船積（予定）日</u>」の変更又は確認証の手形金額の表示通貨の変更（確認金額の範囲内の変更に限る。）については、内容訂正変更通知書の提出を要しない。</p>	
<p>第11条（略）</p>	<p>第11条（略）</p>	
<p>第12条 第8条第3項の規定による確認を受けた銀行又は手形振出人は、確認金額の全部又は一部について輸出手形保険の保険関係を成立させなかったときは、有効期限前にあつては速やかに、有効期間終了後にあつてはその有効期間が終了した日から、休日等は算入せず5日以内に、<u>決済等通知書1通</u>を日本貿易保険に提出しなければならない。ただし、確認金額の100分の5未満の額について輸出手形保険の保険関係を成立させなかった場合又は確認に係る支払人が名簿においてE E格、E A格、E M格及びE F格以外に格付された場合は、この限りでない。</p>	<p>第12条 第8条第3項の規定による確認を受けた銀行又は手形振出人は、確認金額の全部又は一部について輸出手形保険の保険関係を成立させなかったときは、有効期限前にあつては速やかに、有効期間終了後にあつてはその有効期間が終了した日から、休日等は算入せず5日以内に、<u>決済等通知書1通、当該理由を記載した書面1通（有効期限前において確認金額の全部について輸出手形保険の保険関係を成立させなかった場合は確認証を添付のこと。）</u>を日本貿易保険に提出しなければならない。ただし、確認金額の100分の5未満の額について輸出手形保険の保険関係を成立させなかった場合又は確認に係る支払人が名簿においてE E格、E A格、E M格及びE F格以外に格付された場合は、この限りでない。</p>	
<p>第13条～第15条（略）</p>	<p>第13条～第15条（略）</p>	
<p>第4章～第11章（略）</p>	<p>第4章～第11章（略）</p>	
<p><u>附 則</u> この改正は、平成27年11月30日から実施する。</p>		

新	旧	備考
<p>(注) この個別保証枠確認証は、有効期限内であっても定期見直しなどにより、個別保証枠確認に係る支払人が名簿においてE E格、E A格、E M格又はE F格以外に格付けされたとき又は名簿から削除されたときは、その日以降当該確認は無効となります。なお、有効期限の延長は行いません。</p>	<p>(注) この個別保証枠確認証は、有効期限内であっても定期見直しなどにより、個別保証枠確認に係る支払人が名簿においてE E格、E A格、E M格又はE F格以外に格付けされたとき又は名簿から削除されたときは、その日以降当該確認は無効となります。なお、有効期限の延長は行いません。</p>	
別紙様式第3 ～ 別紙様式第6 (略)	別紙様式第3 ～ 別紙様式第6 (略)	